

国総建第142号

平成19年8月31日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省大臣官房建設流通政策審議官



建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

今般、平成19年6月18日付け「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書」において、入札談合等不正行為に対するペナルティーの強化として、建設業法に基づく営業停止処分の強化を盛り込んだことを受け、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号）の一部を別添のとおり改正し、平成19年10月1日以後に行われた不正行為等について、改正後の基準によって監督処分を実施することとし、その旨北海道開発局長、各地方整備局長及び沖縄総合事務局長に対して通知したところである。

については、貴団体におかれでは、法令遵守の徹底の一層のご配慮、貴団体傘下事業者への改正後の基準の周知徹底方お願いする。

なお、独占禁止法・刑法談合の不正行為は、組織性の強い犯罪と考えられるため、別添基準二2(1)中「不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合」には該当しないものと解釈し、地域を限定せずに監督処分を行うこととしたので、その旨留意されたい。

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準

一 趣旨

本基準は、建設業者による不正行為等について、国土交通大臣が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もつて建設業に対する国民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

二 総則

1 監督処分の基本的考え方

建設業者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。

2 監督処分の対象

(1) 地域

監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うこととする。この場合においては、当該不正行為等が行われた地域を管轄する地方整備局又は北海道開発局（当該地域が沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局）の管轄区域全域（九州地方整備局にあっては沖縄県の区域全域を、沖縄総合事務局にあっては九州地方整備局の管轄区域全域を含む。）における処分を行うことを基本として地域を決定することとする。なお、役員が不正行為等を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。

(2) 業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

(3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

3 監督処分等の時期等

- (1) 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことと基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行なうことを妨げるものではない。
- (2) 贈賄等の容疑で役員等が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求める内容とする勧告を書面で行うこととする。
- (3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれがある場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。
- (4) 指示処分を行った場合においては、建設業者が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げないものとする。

- (1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき
当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。
- (2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき
 - ① 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが

営業停止処分事由に当たるとき

イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなときは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。

ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。

② 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき

営業停止処分事由に該当する行為については上記二4(2)①又は下記三の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。

③ 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それが指示処分事由に当たるとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

(3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

① 建設業者の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。

② 建設業者の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

5 不正行為等を重ねて行った場合の加重

(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合

営業停止処分を受けた建設業者が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。

(2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合

建設業者が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

6 営業停止処分により停止を命ずる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。

7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）に、不正行為等の後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、行為者の営業を承継した建設業者（以下「承継者」という。）の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるとき

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

三 監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

(2) (1)以外の場合において、建設業法の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、入札契約適正化法第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。）又は入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に

違反した場合

建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

2 具体的基準

(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

- a 代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。
- b その他の場合においては、60日以上の営業停止を行うこととする。この場合において、代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。
- c 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第13項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。
- d a～cにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～cに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～cにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(2) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、瑕疵担保責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものとしては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① 虚偽申請

公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、又は公共発注者がその結果を資格審査に用いた場合を含む。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 一括下請負

建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行し

ない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減輕を行うこととする。

③ 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含む。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同条第3項に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

また、主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

④ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

⑤ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図を作成せず、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

⑥ 無許可業者等との下請契約

建設業者が、情を知つて、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

また、建設業者が、情を知つて、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

（3）事故

① 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であつて、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

② 工事関係者事故

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

① 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

a 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

iii 特定商取引に関する法律違反

a 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 役員等による信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第31条第7項の規定を除く。）等

役員又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

四 その他

① 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。

② 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があった時から3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りでない。

③ 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

五 施行期日等

① この基準は、平成14年5月1日から施行する。

② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。

別表

一 営業停止期間中は行えない行為

- 1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。）
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。）
- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関する入札、見積り、交渉等
- 4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあっては、当該地域内における前各号の行為
- 5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあっては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
- 6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあっては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為

二 営業停止期間中でも行える行為

- 1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
- 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
- 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
- 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
- 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
- 7 企業運営上必要な資金の借入れ等

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」
(平成14年3月28日国総建第67号) の一部改正について

平成19年8月
総合政策局建設業課

1. 趣旨

国土交通省では平成19年6月18日付で「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書」を取りまとめ、入札談合等不正行為に対するペナルティーの強化として、建設業法に基づく営業停止処分の強化を盛り込んだところである。
本件改正はこれを受け、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」(平成14年3月28日国総建第67号、以下「基準」という。) の一部改正を行うものである。

2. 内容

- ① 代表権のある役員が建設業者の業務に関する談合・贈賄等で刑事罰を受けた場合の営業停止期間を法律上の上限である1年とし、またその他の場合の営業停止期間についても倍増する(基準改正)。
- ② 独占禁止法・刑法談合に係る営業停止について、地域限定を廃止し、処分の対象地域を全国に拡大する(運用改善)。
- ③ 不正行為等を行った建設業者から営業を承継した建設業者で当該不正行為等を行った建設業者と営業の同一性・継続性を有するものについて、当該不正行為等に基づく監督処分を行うことを明確化する(これまでの運用を基準上明確化)。
- ④ 独占禁止法に違反した建設業者で、独占禁止法第7条の2第13項に基づき課徴金の納付を命じないこととした旨の通知を受けたものについて、営業停止処分を行うことを明確化する(これまでの運用を基準上明確化)。

以上

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

改正案	現 行
<p>二 総則</p> <p>不正行為等を行った企業に合併等があつたときの監督処分</p> <p>① 不正行為等を行つた建設業者は「行為者」という。）、不正行為等の後、合併、会社分割又は営業譲渡があつた場合で、行為者の営業が、行為者の離した建設業者（以下「承継者」という。）の建設業の営業が、行為者の同一性を有すると認められるとき</p> <p>② 行為者が当該建設業を営業している場合には、両者に分を行う。及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に分をして監督処分を行う。</p>	<p>二 総則</p> <p>不正行為等を行つた建設業者（以下「行為者」という。）に、不正行為等の後、合併、会社分割又は営業譲渡があつた場合で、行為者の営業が、行為者の離した建設業者（以下「承継者」という。）の建設業の営業が、行為者の同一性を有すると認められるとき</p> <p>① 行為者が当該建設業を営業している場合には、両者に分をして監督処分を行う。</p>
<p>三 具体的基準</p> <p>2. 具体的基準</p> <p>（1）建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反） a 下同じ。代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が懲役1年以上の刑に處せられ、かつ、建設業者として情状が重い場合は、最高1年間の営業停止処分を行うこととする。 b そこの他の場合においては、原則として、代表権のある役員が刑法に定められた90日以上を基に禁錮法に定めた処分を行うこととする。 c 独占は、15日以上を原則として、当該業者に係る監督処分を執行することとする。 d a～cに受けた建設業者に對して、当該業者に係る監督処分を執行することとする。</p> <p>（2）建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反） a 下同じ。建設業者間にあつた場合に、a～cに該当する場合に、建設業者に係る監督処分を執行することとする。 b そこの他の場合においては、原則として、代表権のある役員が刑法に定めた処分を行うこととする。 c 独占は、15日以上を原則として、当該業者に係る監督処分を執行することとする。 d a～cに受けた建設業者に對して、当該業者に係る監督処分を執行することとする。</p>	<p>三 具体的基準</p> <p>2. 具体的基準</p> <p>（1）建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反） a 下同じ。代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に處せられた場合には、1年間の営業停止処分を行うこととする。 b そこの他の場合においては、原則として、代表権のある役員が刑法に定めた処分を行うこととする。 c 独占は、15日以上を原則として、当該業者に係る監督処分を執行することとする。 d a～cに受けた建設業者に對して、当該業者に係る監督処分を執行することとする。</p> <p>（2）建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反） a 下同じ。建設業者間にあつた場合に、a～cに該当する場合に、建設業者に係る監督処分を執行することとする。 b そこの他の場合においては、原則として、代表権のある役員が刑法に定めた処分を行うこととする。 c 独占は、15日以上を原則として、当該業者に係る監督処分を執行することとする。 d a～cに受けた建設業者に對して、当該業者に係る監督処分を執行することとする。</p>

（1）公認申請をしたとおり監督処分を行うこととする。

（2）建設業者の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格審査申請書、競争参加資料その他の入札前に調査資料に虚偽の記載をしたとおり監督処分を行うこととする。

（3）公認申請をしたとおり監督処分を行うこととする。

（4）公認申請をしたとおり監督処分を行うこととする。

<p>(完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経験を用いた場合を含む。) は、公共発注者には、原則として15日以上の営業停止を行つたときに該業者が業約負担する。</p>	<p>② 建設工事の申請が業約負担する場合は、原則として15日以上の営業停止を行つたときに該業者が業約負担する。</p>	<p>③ 建設工事の申請が業約負担する場合は、原則として15日以上の営業停止を行つたときに該業者が業約負担する。</p>	<p>(2) 建設工事の申請が業約負担する場合は、原則として15日以上の営業停止を行つたときに該業者が業約負担する。</p>	
			<p>④ 建設工事の申請が業約負担する場合は、原則として15日以上の営業停止を行つたときに該業者が業約負担する。</p>	<p>⑤ 建設工事の申請が業約負担する場合は、原則として15日以上の営業停止を行つたときに該業者が業約負担する。</p>
<p>⑥ 建設工事の申請が業約負担する場合は、原則として15日以上の営業停止を行つたときに該業者が業約負担する。</p>	<p>⑦ 建設工事の申請が業約負担する場合は、原則として15日以上の営業停止を行つたときに該業者が業約負担する。</p>	<p>⑧ 建設工事の申請が業約負担する場合は、原則として15日以上の営業停止を行つたときに該業者が業約負担する。</p>	<p>(3) 事故 ① 公衆危険 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は</p>	<p>(3) 事故 ② 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は</p>

3人以上の負傷者を生じさせた場合で、3人以上は、建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたと認められると、その役職を除く。それ以外の場合は、指示処分を実行する。この場合に於ける指示処分を実行する。この場合に於ける指示処分を実行する。

(4) 建設法令違反
他法の総行に重を(4)建設違認的に工事の併勘とどをとじる。施工等に關する事例は、次とおりであるが、當該違業者として不適當な行為として認定される場合がある。

①建設工事の施工等に関する法令違反

- 第1号に違反するに建築基準法等を規定した場合に、3日以上業者に停止令を下す。この場合に、3日以内に改修工事を終了すれば、再開業の許可が下される。

卷之三

- 三 a. それ以外の場合は政令で定める使用人が懲役刑に処せられたときは3日以上の業停止処分を行いうこととする。特商取引に関する法律違反の場合は、また、3日以上の業停止処分を行いうこととする。

b. 役員又は役員以外の場合は、3日以上の業停止処分を行いうことを特商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合、または、3日以上の業停止処分を行いうことを特商取引に関する法律第8条の業停止処分を受けることとする。

支那の通商と通航

- 役員又は政令で定める使用者が懲役刑に処せられた場合は7日以上、そ

3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過誤致死され、あるいは、3人以上の傷罪等の刑に処せられた場合で、公務停止命令が業務停止命令とされ、その業務停止命令は、原則として7日以内に実行される。施工しなかつたために公衆に危害をもたらすと認められるときには、原則として7日以内に危害を防止する措置をとらなければならない。指示出處を以てして7日以内に危害を防止する措置をとらなければならない。この場合に、指示出處を行なう場合は、原則として7日以内に危害を防止する措置をとらなければならない。

(4) 建設違法行為の認定と処分
（他法令違反）
（4）建設違法行為の認定と処分
（他法令違反）
（4）建設違法行為の認定と処分
（他法令違反）

①建設工事の施工等に関する法令違反

- 第1項 建築業法違反基準又は政令で定める使用者が懲役刑に処せられた場合は7日以上、
第2項 役員が刑に処せられたときは3日以上を原則とし、それ以外の場合は3日以上とする。
第3項 建築業法施行令第3条の2第1項の規定による停止処分を受ける場合は原則として指示して停止する。建設業法施行令第3条の2第1項の規定による停止処分を受ける場合は原則として指示して停止する。

反對違法學術基業等

- 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられたときは3日以上を原則として、常勤職員は3日以上を原則として、業務停止処分を行なうとする法律違反。特定期商又は政令で定める使用者が懲役刑に処せられたときは7日以上、常勤職員は3日以上を原則として、業務停止処分を行なうことを第7条等に規定する。業務等の停止命令を受ける場合は、また原則として、業務停止処分を行なうことを第8条第1項等に規定する。

反対寺法用

- 役員又は政令で定める使用者が懲役刑に処せられた場合は7日以上、そ

れ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行いうることとする。による不當な行為の防止等に関する法律違反（第31条第7項の規定による）等の規定又は政令で定める使用者が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行いうることとする。

四 その他
③ 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

れ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行いうることとする。による不當な行為の防止等に関する法律違反（第31条第7項の規定による）等の規定又は政令で定める使用者が刑に処せられた場合は、7日以上を原則として、業務停止処分を行いうることとする。
ii 暴力団員等の規定又は政令で定めた場合に、業務停止処分を行いうることとする。

「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書」(平成19年6月18日 国土交通省)
(抄)

第2章 改善措置

3. ペナルティの強化

○建設業法に基づく営業停止処分の強化

代表役員が独占禁止法・刑法談合の刑事罰を受けた場合の営業停止期間を、法律上の上限である1年に延伸する。

また、その他の場合の営業停止期間についても倍増するとともに、地域限定を廃止し、処分に係る対象地域を全国に拡大する。

○発注者として行う指名停止措置の強化

重大な独占禁止法違反行為等における指名停止期間を現行の1.5倍相当とし、その最長期間を24カ月から36カ月に延伸する。